

H23 後期 ショベルローダー等運転技能講習のご案内(実施計画)

財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル6F TEL 03-3254-8404

(初版 H23.8.23 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、最大荷重1t以上のショベルローダー又はフォークローダーを運転する作業は、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはならない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第119号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

1. 日程、定員など

実施回	1(ABCD)	2(D)
日程	12月 12~16	H24.3月 8,9,12~14
開催場所	熊谷 教習所	熊谷 教習所
定員	20名	20名

実施回の横の英字が、その回の開催コースを表します。コースにより受講日数が異なります。詳しくは、時間割例を確認し、熊谷教習所までお問い合わせください。

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	受講料(+テキスト代)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	20,000(+1,600)	建設機械施工技術検定
B	2日	23,000(+1,600)	①大特所持者 ②運転免許所持、業務経験(1t未満)が3ヶ月
C	3日	25,000(+1,600)	運転免許未所持で、業務経験(1t未満)が6ヶ月
D	5日	43,000(+1,600)	運転免許所持、未経験者
E	6日	51,000(+1,600)	運転免許未所持、未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 修了証の交付にあたり、郵送希望の方は上記の他、郵送手数料 600 円が必要です。1通に同封5名まで可、講習当日のお手続きとなります。

4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含めたものです。)

講習科目						時間割例	講習時間	講師の氏名
コース(科目免除)	E	D	C	B	A			
走行装置に関する知識	○	/	○	/	/	1日目 8:45~11:55 12:45~13:45	4時間	野田 恵 島田傳十郎 強瀬 昇 小林 貞嗣
荷役装置に関する知識	○	○	○	○	○	2日目 8:45~11:55 12:45~13:45	4時間	野田 恵 強瀬 昇
力学に関する知識	○	○	○	○	/	13:50~15:55	2時間	野田 恵
関係法令	○	○	○	○	○	16:00~17:00	1時間	原田 一男
学科試験	○	○	○	○	○	3 8:45~9:45	1時間	
走行の操作	○	○	/	/	/	4 10:00~17:00	20時間	野田 恵 島田傳十郎 強瀬 昇 小林 貞嗣
						5 8:45~17:00		
						6日目 8:45~12:00 12:45~13:45		
荷役操作	○	○	○	○	○	14:00~	4時間	
実技試験	○	○	○	○	○			

*ABコース受講者は学科試験を受験した後、荷役操作の実技(4時間)を行い、15:00から実技試験を開始する日程となっております。

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。ご了承、お願い申し上げます。

5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)のFAXで、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会が受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

ショベルローダー等運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する 建設機械施工技術検定 に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な力学に関する知識 ・走行の操作
B	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者</p> <p>又は同項の大型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限り)を有し、かつ3ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ)に従事した経験を有する者 (*注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行の操作
C	6ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務 に従事した経験を有する者 (*注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・走行の操作
D	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、普通 自動車免許 、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限り)を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
E	その他の者	なし

注1: ショベルローダー等の運転業務の経験は、事業者による証明が必要です。